

於テ之ニ與ツベキ勞務及給與ハ其ノ著ノ人營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被備者ガ疾病又ハ傷殘ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムシ得ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ゲズ

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命ゼラレタル被備者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者ガ當時五十人以上ノ被備者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被備者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勞働者災害扶助法同責任保險法 施行令要綱

昭和七年一月から實施される勞働者災害扶助法同責任保險法

- 一、負傷ニ因リ發シタル疾病
- 二、有毒瓦斯又ハ有毒物ニ依ル中毒性疾患
- 三、「ケーン」作業ニ於ケルケーン病
- 四、電氣又ハ瓦斯ニ依ル熔接又ハ切斷作業ニ於ケル電光性眼炎
- 五、其ノ他内務大臣ノ定ムル疾病

第一項ノ扶助義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外勞働者ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナキコト

工場法又ハ鑛業法ノ規定ニ依リテ扶助ヲ受クベキ者ニ付テハ本令ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲スコトヲ要セザルコト

第三 勞働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スベキコト

第四 勞働者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ受ケザルトキハ事業主ハ勞働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スベキコト

勞働者ノ病院ニ收容シタル場合ニ於テ主トシテ本人ニ依リ生計ヲ維持スルモノナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金百分ノ二十以上トスルコト

第五 勞働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベキコト

險法の兩法、施行令、勅令は豫て内務省社會局に於て立案中の處、五月二十九日その要綱を決定左の如く發表した。

勞働者災害扶助法施行令案要綱

第一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號ハノ工事ノ規模トハ左ノモノヲ謂フコト

一、使用勞働者每人百人以上ノモノ又ハ工事費用、請負ニ依ルモノニ付テハ請負金額一萬圓以上ノモノ但シ主トシテ住居ノ用ニ供スルニ附建以下ノ木造建築物ノ工事ヲ除ク

二、火藥類、動力ニ依リ運轉スル機械若ハ運搬ノ用ニ使スル軌道ヲ用フルモノ又ハ地上十米以上若ハ地下十米以上ニ於テ作業ノ爲メノトンネル使用勞働者每人百人以上ノモノ

工事着手前ニ於ケル豫定計畫方前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事施行後之ニ該當スルモノヲサテ場合ト別スル前項ノ規模ニ該當スルモノト看做スコト

第二 事業主ハ勞働者ガ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本令ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スコトヲ得但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ノ控除スルコトヲ得ルコト

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フコト

別表ニ掲ゲザル身體障害ヲ存スル者ニ對シハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ準ズル障害扶助料ヲ支給スベキコト

別表ニ掲ゲル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當級ヨリ一級ノ繰リ上ゲルコト 但シ六級以上ノ身體障害ガ二以上存スルトキハ二級ノ繰リ上ゲルコト

第六 勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スベキコト

第七 勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ノ行フ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ノ行フ者ニ標準賃金三十日分、其ノ金額ノ十圓ニ滿チザルトキハ三十圓以上ノ葬祭料ヲ支給スベキコト

第八 第三ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スベキコト

障害扶助料ハ勞働者ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遺滞トク支給スベキコト、但シ事業主ガ引續キ雇傭シ從來ノ賃金ノ支給スル場合ニ於テハ其ノ期間障害扶助料ノ支拂ハ之ノ延期スルコトヲ得ルコト

遺族扶助料及葬祭料ハ勞働者死亡後遺滞トク之ヲ支給スベキコト

第九 第三ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ